

第八〇回

参第一五号

戦時災害援護法（案）

（援護）

第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかかった者で当該戦時災害にかかった当時日本の国籍を有していたものの当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に関しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号。以下「特別援護法」という。）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）（公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分（第三十五条第二項において準用する第二十四条第三項に係る部分を除く。）に限る。）の例による。

2 前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規定する公務上の傷病に該当する場合には、同項中同法に係る部分の規定は適用しない。

第二条 前条第一項に規定するもののほか、同項に規定する者で当該戦時災害により死亡したものの遺族には、遺族給付金として六十万円を支給する。

2 遺族給付金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）子、父、母、孫、祖父及び祖母で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

3 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

4 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中国債に係る部分の規定を準用する。

5 遺族給付金に関しては、前各項に規定するものを除き、遺族援護法中遺族一時金に係る部分の規定の例による。

（調整規定）

第三条 第一条第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令（行政措置を含む。）による給付（遺族に対する年金たる給付を含む。）でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合には、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わないことができる。

（政令委任）

第四条 遺族援護法に規定する日又は月の読替えその他特別援護法及び遺族援護法の例に

よることが困難と認められる場合における特例に関しては、この法律による援護の趣旨に照らして合理的に必要と判断される範囲内で、政令で必要な規定を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別援護法の一部改正)

第二条 特別援護法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「又は別表第一号表ノ三」を「若しくは別表第一号表ノ三に定める程度の障害又は旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第五百四号）による改正前のものをいう。）第三十一条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「（同条第二項の規定に該当する者にあつては、同条同項。以下この条において同じ。）」を削る。

(特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正前の特別援護法第四条第二項の規定により交付された戦傷病者手帳は、この法律による改正後の特別援護法第四条第一項の規定により交付されたものとみなす。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第四条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和五十二年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。以下この項において同じ。」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「戦没者遺族」の下に「、戦時災害傷病者、戦時災害死亡者遺族」を加える。

第五条第六十三号の三中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和五十二年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。第二十九条第一項において同じ。」に改める。

第五条第六十三号の六の次に次の一号を加える。

六十三の七 戦時災害援護法の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定

し、及び障害年金の額を改定すること。

第十四条の三第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七 戦時災害援護法を施行すること。

第二十六条の三第一項中「戦傷病者」の下に「、戦時災害傷病者」を加える。

第二十九条第一項の表援護審査会の項中「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の下に「(戦時災害援護法によりその例によるものとされる場合を含む。)」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十二年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。第四項において同じ。」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第七条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十二年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十二年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。以下第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第九条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十二年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。次条第二項において同じ。」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十二年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第十一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 戦時災害援護法(昭和五十二年法律第 号)に基づく年金たる給付

第七条第二項第四号中「第五号」を「第五号の二」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第十二条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「第百二十七号）」の下に「若しくは戦時災害援護法（昭和五十二年法律第 号）」を加える。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十三条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 戦時災害援護法（昭和五十二年法律第 号）に基づく年金たる給付

理 由

先の大戦の際に空襲その他の戦時災害にかかった者の当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関し、国家補償の精神に基づき、これらの者及びその遺族に対し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法による軍人軍属等の公務上の負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護と同様の援護を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、百三億円の見込みである。